

## 各省の意見

○外務省

○文部科学省

○経済産業省

宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制について  
（専門調査会報告書骨子案に対する外務省意見）

平成23年11月30日

外務省

1 I. 戦略的な推進体制構築の視点

国家戦略として宇宙政策に積極的に取り組んでいく必要がある。

●外務省としても、民生・安全保障両分野を対象とする宇宙政策，特に宇宙外交に一層積極的に取り組んでまいりたい。

2 II. 具体的な体制のあり方

(1) 1. 内閣府の所掌

(1) 宇宙開発利用に関する企画立案・総合調整

○宇宙開発本部の決定を踏まえた政府全体としての総合的・計画的な開発を推進するための政策の企画立案，政府内の総合調整 等（例）スペースデブリへの対応

(3) 宇宙開発利用に係る施策の調整・推進（例）スペースデブリ対策の推進

●宇宙基本計画においては「宇宙の環境の保全」という表現で「スペースデブリ（への）対応」が包含されていることから，本報告書においても「スペースデブリ（への）対応」より幅広い概念である「宇宙の環境の保全」又は「宇宙環境保全の推進」などの表現を用いることが適当と考える。

(5) その他（例）宇宙政策に係る他国との戦略的対話等（宇宙機関等の協議等），宇宙に係る国際会議の開催

●「宇宙政策に係る他国との戦略的対話等」については，「宇宙政策」が意味する範囲は極めて広く，外交・安全保障の側面を含むものであることから，外務省や安全保障会議との所掌事務の調整が必要である。

●「宇宙に係る国際会議の開催」については，内閣府設置法第4条第3項第5号「所掌事務に関する国際協力に関すること」で整理できるのではないかと。また，既存の法令との整合性も勘案する必要があると。

## (2) 2. 内閣府宇宙政策委員会の設置

(1)

②宇宙開発利用に関する重要な政策及び事項について調査審議し、内閣総理大臣または各省の大臣に意見を述べること。重要な政策及び事項には以下の事項が含まれるべきである。

○全体及び個別分野の宇宙政策の中期的な基本戦略

○宇宙政策の重点化と効率化の方針

(2) 宇宙政策委員会には総理大臣または各省の大臣に勧告することができる権能を与えるべきである。

●内閣府宇宙政策委員会の位置付けが明らかではないが、内閣府内の機関である場合には、内閣府が安全保障分野に関する宇宙政策を所管していないことから、宇宙政策委員会は、安全保障分野において、内閣総理大臣または各省の大臣に意見を述べたり、勧告したりする権限を持ち得ないのではないか。

●他方、宇宙政策委員会にこのような権限を持たせるためには、内閣府より上位の、閣議に準ずる位置付けの機関（例：安全保障会議、国家戦略会議、宇宙開発戦略本部）とする必要があろう。この場合、宇宙政策は外交・安全保障を含むものであるため、当該機関と安全保障会議との所掌の切り分けを整理する必要がある。

## (3) 3. JAXAのあり方

(5) NASA等プロジェクトの企画立案まで担っている他国の宇宙機関等との企画立案に属する事案に係る協議に当たっては、我が国としては、JAXAではなく、内閣府がその任に当たるべきである。

●「一元的ではない形で実効的な宇宙開発利用体制を構築すること」という9月30日付閣議決定を踏まえ、本協議には内閣府が単独でその任に当たるのではなく、関係省庁とともに取り組むべきではないか。

(了)

## 「宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制について」の検討について

平成23年11月30日  
文 部 科 学 省

宇宙開発利用の推進体制については、平成23年9月30日付け閣議決定「宇宙空間の開発・利用の戦略的な推進体制の構築について」に沿って、宇宙開発戦略本部事務局と関係省庁において具体的検討を進めているところ。当省における検討の方向性は、現時点では以下のとおり。

### 1. 内閣府の主な業務、宇宙政策委員会(仮称)の設立に関して

(基本的考え方)

- ・ 閣僚の会議としての宇宙開発戦略本部の機能が一層発揮されることが先ず重要であり、そうした方向の内閣府における司令塔機能の強化は基本的に賛成である。
- ・ 内閣府における司令塔機能の強化に当たっては、宇宙開発戦略本部の下、宇宙全般を見渡すことはもとより、科学技術をはじめ他分野も見渡して国家戦略としてのビジョンを掲げ、実現に向けた大きな流れを作っていくことができるようにすることが重要である。
- ・ そのためには、科学技術政策全体の推進体制の強化に係る検討状況を踏まえるとともに、特に司令塔機能の中立公正性を確保することが重要であり、そうした考えに沿って検討している。
- ・ なお、以上のように司令塔が決定した方針に従って、各省それぞれが連携しながら自らの施策を実施し、省庁全体で力を発揮することが宇宙開発利用の拡大には実効的である。

### ○宇宙の利用の推進について

- ・ 宇宙の利用の拡大には、内閣府だけに拘らず、各省も含めた政府全体において宇宙の利用の推進に取り組むことが重要であるとの観点から、文部科学省においても科学技術の総合的な振興をはじめとする自らの任務において宇宙の利用を推進していく。

### ○宇宙政策委員会について

- ・ 宇宙政策委員会においては、宇宙開発戦略本部を支える審議会として、宇宙全般を見渡すことはもとより、他分野も見渡して国家戦略としてのビジョンを掲げ、実現に向けた大きな流れを作っていく審議を行っていただきたいと考える。
- ・ 内閣府の司令塔部局は、本部及び委員会のそのような機能の発揮を支えるための役割に重点化するべきであり、例えばJAXAに係る諸手続きを行うことは、宇宙開発戦略本部が定める宇宙基本計画がJAXAの中期目標に反映される前提であれば、司令塔部局の役割として適切ではないと考える。

## ○司令塔機能と実施機能について

- ・司令塔機能の中立公正性の確保の観点から、司令塔機能と実施機能は分離すべきであると考える。

## 2. JAXAに関して

- ・安全保障や産業振興、国際協力等の宇宙基本法の基本理念について、JAXA法を宇宙基本法と共通化し、我が国全体の宇宙開発利用を技術で支える中核的機関として位置付ける。
- ・内閣府の司令塔機能の実効性を確保するべく、JAXAの中期目標を宇宙基本計画を踏まえて定めることとすることで司令塔の方針がJAXA業務に反映されることを法的に明確化する。ただし、司令塔機能の中立公正性の確保の観点から、司令塔機能と実施機能は分離すべきであり、内閣府の司令塔部局はJAXAに係る諸手続を行うべきではない。
- ・JAXAが各府省の行政ニーズに応えられる取組みをより一層行うことができるような方策を検討する。その際、主務省は法人全体の運営や人員・予算等の資源配分等を把握する必要があることから、JAXAを活用する各府省が主務省を経由せずJAXAと協議するのは不適切であり、主務省と各府省は十分な連携を図るべきである。

## 3. 宇宙開発委員会に関して

- ・宇宙政策委員会が設置され、機能が適切に発揮されることを前提に、文部科学省に設置されている宇宙開発委員会については、平成21年4月に取りまとめられた宇宙開発利用体制検討ワーキンググループ中間報告の方向性に沿って廃止することも含め検討している。

参考) 我が国の宇宙開発利用体制の在り方について<中間報告>抜粋

(宇宙開発委員会の見直し)

文部科学省宇宙開発委員会について、宇宙航空研究開発機構に関して行っている宇宙開発に関する長期的な計画の議決などの機能については、宇宙基本計画と役割が重複するため廃止し、技術的専門的事項に係る機能のうち安全規制に関する事項については、内閣府に移管することが適当と考えられる。また、事故調査に関する事項については、臨時に中立的な観点から調査を行う体制を構築することが必要である。

## 4. その他

- ・なお、本件については、最終的には宇宙開発戦略本部で議論・決定するべく、閣議決定に沿って政府内において具体的に検討しているところであり、政府としての案が見通せる段階で、本部の意向を交えつつ、大所高所から御議論いただくのが必要であると思料する。

## 専門調査会報告書骨子案に対する意見

平成23年11月30日

経済産業省

### <意見>

- 3. JAXAのあり方（（3）の後）に以下の内容を追加  
「（4）宇宙産業基盤の維持・強化での役割を果たすため、JAXA法の目的に宇宙産業基盤の維持・強化を追加し、この観点から経済産業省もJAXAの業務に主務大臣として関与すべきである」

### <理由>

- 前回提出の資料にある通り、国際競争の激化している中、官需中心の我が国宇宙産業の基盤の維持・強化をするためには、国家戦略として、宇宙産業の振興を行うことが極めて重要。
- このような中、我が国宇宙産業が国際競争力をつけるためには、宇宙に係る研究開発が産業化に至るまでシームレスに連携するための体制構築が不可欠であり、宇宙基本法の趣旨にも沿っている。このため、国家の宇宙戦略の中核的な実施部隊として位置づけられるJAXAについては、単なる業務のオープン化だけではなく、宇宙基本法に沿った形で、機構目的に同法第4条に記載される「宇宙産業基盤の維持・強化」を法律上追加して、それを目的の一つに置いて、衛星やロケットの開発等の事業を進めることが必要。
- また、経済産業省も主務大臣として、当省が進めている衛星開発事業をJAXAに委ねるとともに、JAXAが実施する事業が産業振興の観点から成果を挙げるよう全力を挙げて対応していきたい。
- なお、3. JAXAのあり方（4）に、「各府省の行政ニーズに応えるように、JAXA業務をオープン化すべきである。」とある点については、下記の点から個別プロジェクトでの協力のみでは不十分であるため、宇宙産業基盤の維持・強化での役割を果たす観点から、人工衛星及びロケット等の生産、輸出の増進等に法令上の責任を有している経済産業省がJAXAの開発業務全般に主務大臣として関与すべきである。

○これまでも、特定の分野の衛星開発について、個別の行政ニーズ（例：気象衛星）に基づき、その分野の行政責任を有する官庁が時限共管となった事例はあるものの、こういったケースにおいては、その衛星開発等が終了するとともに当該官庁の主務大臣としての役割が終了する。これらは1つの開発プロジェクトだけで閉じる話しではなく、全ての開発プロジェクトに共通し、継続的な実施が必要な観点である。

○他方、宇宙基本法の理念の1つである宇宙産業の振興、宇宙産業基盤の維持・強化のためには、個別分野の開発プロジェクトだけではなく、JAXAにおいて実施される衛星・ロケット等の開発プロジェクト含めた業務全般において、宇宙産業基盤の維持・強化の観点を以下の通り入れて、推進する必要がある。

1. 産業振興・利用の視点を入れた中期目標・プロジェクトの策定
  - ・中期目標設定やプロジェクトの策定に当たっては、宇宙産業振興のみならず、宇宙産業を支える裾野産業や他産業に与える波及効果など産業政策全体の視点から取り組む。（例えば、資源エネルギー分野・サービス分野等）
  - ・商業市場のニーズや見通しを踏まえた仕様、開発期間（商業化を見据えた期間の設定等）、開発費（商業市場で通用するコスト）によるプロジェクトを選定。
2. 宇宙産業基盤の維持・強化の視点を入れたプロジェクトの実施
  - ・JAXAが実施する各種プロジェクトにおいて、国産民生品の宇宙実証を実施すること等により、衛星部品の国産率上昇・低コスト化を実現。
  - ・低コスト化を実現するため、各種プロジェクトにおいて部品・コンポーネントの共通化（衛星バスの共通化等）するとともに、合理的な技術審査を実施。
3. 国際市場の開拓支援
  - ・各種開発プロジェクトを通じて得られた技術・知的財産権を基にして、民間事業者が国際展開を図る際に、JAXA

が保有する衛星技術、データ処理技術、他国の宇宙機関とのネットワーク等を総合的に活用。

- ・その際、JAXA が、民間事業者、経済産業省、関係省庁と効果的に連携を図ることにより、宇宙システムのインフラ輸出が可能。
- ・さらには、他の分野でのインフラ・システムと連携したパッケージでの効率的な輸出の展開も可能。

○このように、プロジェクトを立案する段階から産業化に至るまでをシームレスかつ継続的な形で産業基盤の維持・強化の視点を入れて、取り組む必要がある。なお、経済産業省は製造業、サービス産業等の広範囲な産業を所管していることから、他の分野からの知見・経験を JAXA の業務に活用させることが可能。また、インフラ輸出についても当省が保有する技術協力・資金協力等のツールと JAXA が有する知見等の活用と連携をして実施することが重要。

#### <参考：欧米の宇宙機関の位置づけ>

○欧米等における宇宙機関の位置づけを見ても、近年、各国は宇宙産業の振興に力点を移していることから、激化する国際競争に伍していくためにも適切な体制整備が必要である。特に、欧州は宇宙機関の担当部局を産業振興官庁の管轄下に移管するなどして、官民連携して民生分野での産業振興・利用に重点を置いている。

	米国	欧州	フランス	ドイツ	英国
宇宙機関	NASA (米国航空宇宙局)	ESA (欧州宇宙機関)	CNES (仏国立宇宙研究センター)	DLR (ドイツ航空宇宙センター)	UKSA (イギリス宇宙庁)
監督省庁	独立機関 (大統領直轄)	独立機関 (2004年、宇宙政策を研究総局から企業・産業総局に担当に移管)	国民教育省 国防省 情報技術・郵政省	経済技術省 (2006年に教育研究省から移管)	貿易経済省
政策・プロジェクトの特徴	○オバマ政権では、 <b>宇宙産業振興</b> と国際協力推進に重点。	○EUは <b>産業政策</b> を重視。(2004年、宇宙政策を研究総局から企業・産業総局に移管。)	○CNESは <b>産業振興も積極的</b> 。例えば、衛星運用・データ販売を行うスポット社の株式を30%以上保有。	○ドイツの宇宙政策は <b>DLRを中心に産業振興を展開</b> 。 ○DLRはPPPによるTerraSAR-Xなどのレーダ衛星プログラムを実施。	○近年の宇宙政策では、 <b>市場の競争力向上が最大の目的</b> 。